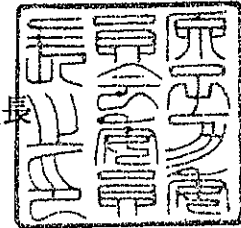


府政科技第203号
平成29年2月28日

文部科学大臣 殿

経済産業大臣 殿

原子力委員会委員長



国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が達成すべき業務運営に関する
目標（中長期目標）の変更について（答申）

平成29年2月21日付け28文科開第822号、20170216資第1号をもって国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法第25条の規定に基づき意見を求められた国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）の中長期目標の変更については、概ね妥当と認める。

このことに関連して、貴省におかれては、下記の事項について十分配慮するよう求める。

記

1. 原子力委員会では、我が国における今後の高速炉開発の取組に関し、政府方針を前提として、国内外の動向や状況変化を踏まえる必要があるとの認識の下、今後の留意すべき点を「高速炉開発について（見解）」（平成29年1月13日、原子力委員会）として示したところである。今後、機構における高速炉の研究開発に際しては、本見解を十分に踏まえながら対応を進めること。

2. 機構が保有する原子力施設の廃止措置については、安全を確保しつつ、効率的かつ着実に推進する必要があるとの認識の下、施設の集約化・重点化や制度の構築等の検討が行われている状況にある。原子力委員会としては、機構における原子力施設の廃止措置を着実に推進する上では、それに伴って発生する放射性廃棄物の処理処分の検討を含め、長期間に亘り必要となる資源の確保・維持も重要であると考え、今後の取組に際しては、これらの点も含めて所要の措置を講じるよう努めること。

3. 今後の原子力の研究、開発及び利用に際しては、原子力を巡る環境変化等を踏まえながら、柔軟に対応する必要があると考える。原子力委員会としては、機構がこれらの国内外の環境変化も踏まえつつ、プロジェクト指向からの脱皮などの意識改革を実施し、原子力関係組織との更なる連携強化、専門家集団としてのより一層の能力向上、知識の体系化や機構が保有する施設の利用促進などの取組を強力に推進することにより、原子力研究開発の中核的拠点としての積極的な役割を果たすことを期待する。

以 上